

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場636
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/site/amakusa-1219>
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



国内での豚熱発生及び防疫対策の徹底について

豚熱について、国内では10月25日時点で73例発生しており、10月19日には、群馬県の豚熱ワクチン接種農場において発生が確認されています。

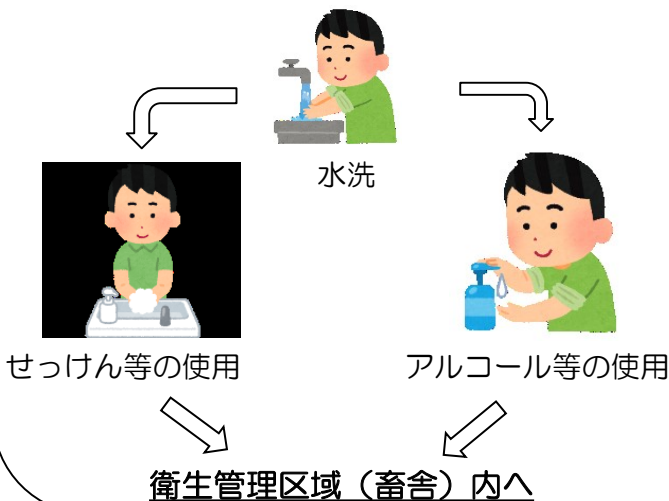
依然として国内での豚熱発生リスクが高い状況に加え、アジアでもアフリカ豚熱が発生していることから、飼養衛生管理基準の遵守による発生予防が重要となります。

つきましては、豚飼養者の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底に加え、特に次の事項については11月から3カ月毎に自己点検を実施し、結果をその都度家畜保健衛生所まで報告をお願いします。畜産関係者の皆様におかれましても、農場に出入りする際は飼養衛生管理基準に御留意いただきますよう御協力をお願いします。

豚飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- (1) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (項目15)
- (2) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (項目16)
- (3) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (項目17)
- (4) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 (項目25)
- (5) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用 (項目26)
- (6) 畜舎外での病原体の汚染防止 (項目28)
- (7) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (項目32)

衛生管理区域や畜舎に入る際の手指消毒 【項目15、25】



衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 【項目17】



ご不明な点等がございましたら、家畜保健衛生所までご連絡ください。

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



11月は、畜産環境月間です！

平成16年11月1日の「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」本格施行を機会に、**熊本県では11月を畜産環境月間**と定めて、畜産環境保全に努めるように呼びかけています。

法に定める管理基準の適用を受ける飼養規模は次のとおりです。
牛、馬は10頭以上、豚は100頭以上、鶏は2,000羽以上
これらに該当する方は、次の事項を遵守する必要があります。

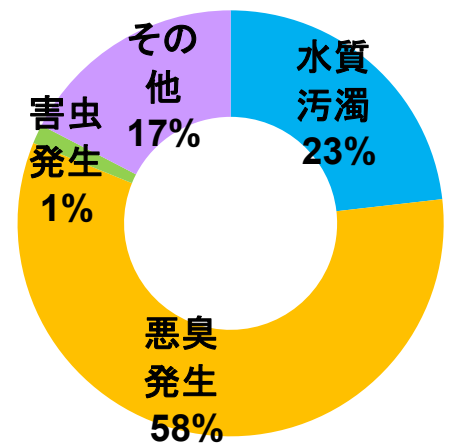
- ◆堆肥・尿処理施設の床を不浸透性材料（コンクリートやビニール等）で整備し、堆肥施設等には適当な被覆や側壁等を設けること。
 - ◆堆肥化処理施設等の定期的な点検、補修、維持管理を行うこと。
 - ◆家畜排せつ物の発生量や処理について記録をつけること。
- ※管理基準以下の経営においても適正に管理することが必要です

畜産環境への苦情の半数以上は、悪臭発生によるものです。

悪臭発生対策は以下のとおりです。

- **畜舎からのふん尿の早期搬出**
- **畜舎内外の清掃**
- **適正な堆肥化・浄化处理**
- **圃場での散布後の速やかな耕起**

畜産業において、家畜排せつ物を適正に管理することは義務となっています。
地域に理解される畜産経営を目指しましょう。



畜産経営に起因する苦情発生
令和元年7月～令和2年6月

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地(国)	畜種	発生日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5	ロシア	家禽	令和3年10月13日
	H5N1	ロシア	家禽	令和3年9月16日
	H5N5	台湾	家禽	令和3年9月26日
アフリカ豚熱 (ASF)		韓国	豚・野生イノシシ	令和3年10月6日

令和3年(2021年)11月1日現在

通報

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668